

## 地域の会第184回定例会 資料

平成30年10月3日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

資料1：前回定例会（9月5日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：最近の原子力災害対策指針の改正内容

資料3：委員ご質問への回答

## 前回定例会（9月5日）以降の原子力規制庁の動き

平成30年10月3日

柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【原子力規制委員会】

9月12日 第29回原子力規制委員会

（原子力施設等におけるトピックス）

・ 柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機の過給機の軸固着について

・ 柏崎刈羽原子力発電所1号機の耐震安全性評価等における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管評価の誤りについて

9月19日 第31回原子力規制委員会

・ 柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）の異常に対する対応方針について

9月26日 第32回原子力規制委員会

・ 東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について

### 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

9月10日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（181）

### 【規制法令及び通達に係る文書】

9月19日 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更を認可

### 【被規制者との面談】

8月29日 中央制御室換気空調系ダクト等の点検調査に関する東京電力ホールディングスの対応について

8月30日 原子力事業者防災訓練の事前説明について

9月5日 炉心スプレイ系配管の耐震評価の解析誤りについて

9月6日 1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着について

9月7日 原子力事業者防災訓練等について

9月10日 原子力事業者防災訓練の事前説明について

9月12日 日立化成株式会社及び日本ガイシ株式会社の不正問題への対応状況について

1号機非常用ディーゼル発電機（B）の過給機軸固着について  
中央制御室換気空調系ダクト等の保全計画の見直しに関する面談

9月18日 検査制度見直しに関する東京電力株式会社との面談

9月19日 原子力事業者防災訓練の事前説明について

9月20日 非常用ディーゼル発電機（B）の異常について

## 【その他】

特になし

## 【柏崎刈羽原子力規制事務所】

8月27日～9月7日 平成30年度第2四半期保安検査を実施

## 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」  
(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>)にて発表  
直近の主な更新情報は下記のとおり

① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<平成30年10月2日版> (平成30年9月30日測定分)

[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13015/24/192\\_20180930\\_20181002.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13015/24/192_20180930_20181002.pdf)

② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

<平成30年9月28日版> (試料採取日：平成30年9月17日、23日～25日)

[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13011/24/278\\_1\\_20180928.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13011/24/278_1_20180928.pdf)

以上

# 最近の原子力災害対策指針の改正内容

- 記載の適正化（平成30年6月8日一部改正）
  - ・最新の用字用語とするため、形式的な変更
- EALの枠組み等の改正（平成30年7月18日一部改正）
  - ・廃止措置計画が認可された施設のうち「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの」であるとして告示したものに対するEAL（緊急時活動レベル）の適用に係る疑義を解消するため、表2全体を改めて炉型の区分、新規制基準適合の有無といった施設の類型ごとに整理
- 「IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出の在り方」及び「原子力災害拠点病院等の施設要件の見直し」に係る検討を踏まえた改正（平成30年7月25日全部改正）
  - ・原子力災害対策の目標に係る記述を国際的な考え方と整合した記述に修正（包括的判断基準（GC）の設定はせず、GCからOIL（運用上の介入レベル）を導出する方法は採らない（現行指針のOILの見直しは行わない）こととしている）
  - ・「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を追加
  - ・原子力災害拠点病院の研修・訓練等に係る役割を変更
- 条ずれの改正（平成30年10月1日一部改正）
  - ・炉規法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたため、形式的な変更

## 委員ご質問への回答

①東京電力HDは、昨年2月21日の適合性審査に於いて「免震重要棟を重大事故対処設備に登録することを取り止める」としました。  
県知事の視察に際し、免震重要棟を使って重大事故想定訓練を行ったことをどのように考えますか。

(回答)

御指摘の訓練は、東京電力が独自に行った要素訓練であり、その内容を逐一原子力規制庁に報告することとはしていません。ただし、当該訓練場所は免震重要棟内であっても、その位置づけは5号機緊急時対策所を模倣した模擬訓練室として訓練したものと承知しています。

いずれにしても、訓練を繰り返し実施し、課題抽出や原因分析を行い、対策を講じるなど、常にPDCAによる改善に取り組むことが重要と考えています。

②東京電力HDの免震重要棟使用について、規制庁・規制委員会としての見解をお聞きしたい。

(回答)

6/7号炉の適合性審査においては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を使用することを前提とした重大事故等の対応の有効性を確認しているものであり、重大事故等が発生した場合の活動においては5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が使用されるものと考えています。

その上で、重大事故等への対応に影響を与えない範囲で自主的に免震重要棟を使用することは妨げられるものではないと考えています。

以上